平成十五年文部科学省令第四十三号

文化財の不法な輸出入等の規制等に関する法律第三条第二項に規定する特定外国文化財を指定する省令

文化財の不法な輸出入等の規制等に関する法律（平成十四年法律第八十一号）を実施するため、文化財の不法な輸出入等の規制等に関する法律第三条第二項に規定する特定外国文化財を指定する省令を次のように定める。

文化財の不法な輸出入等の規制等に関する法律第三条第二項に規定する特定外国文化財として次の物件を指定する。

国名	種類	名称	施設	所有者	盗難の時期	特徴	指定の年月日
トルコ共和国	典籍（聖書の写本）		ダイヤバクル・ヤ		平成十五年一月二十九日	一冊。四十三×三十一×八センチメートル。四十五百六十六ページ。五黒革で覆われている。四十三×九二十九センチメートルの銀板が二十七ページの聖書の写本。銀板は、釘で本に附属している。	平成十五年十一月十日
トルコ共和国	工芸品（十字銀）		ダイヤバクル・ヤ		平成十五年十一月十日	二個。いずれも二十七×十三センチメートル。十一つの十字架の	平成十五年十一月十日
マダガスカル共和国	工芸品（金細工）	王冠	ダフダ		平成十五年十一月十日	一個。外周五十五センチメートル、高さ三十センチメートル。十王冠は湾曲した四八枚の板材によりり形成されている。板材の素材は金でめっきを表面には葉の文様があり、宝石により装飾されている。赤いビロードの裏張りがある。王冠の正面には七本のやり先の形をした飾りが取り付けられている。王冠の頂部には小さな球体が取り付けられている。	一個。外周五十五センチメートル、高さ三十センチメートル。十王冠は湾曲した四八枚の板材によりり形成されている。板材の素材は金でめっきを表面には葉の文様があり、宝石により装飾されている。赤いビロードの裏張りがある。王冠の正面には七本のやり先の形をした飾りが取り付けられている。王冠の頂部には小さな球体が取り付けられている。	平成十五年十一月十日
ボリビア多民族国	絵画（油絵）	王冠	ナヴァラ宮	世界遺産	平成十五年十一月十日	一枚。外周縦百十七センチメートル、横八十セ	平成十五年十一月十日
ボリビア多民族国	工芸品（銀細工）	燭台	サンタ・アグスティン教会	ボリビア多民族国	平成十五年十一月十日	二個。外周はいずれも五十三センチメートル×三十五十八センチメートル×二十三年ブドウの葉と花の装飾。中央から両端に伸びた三ところにろうそくが立てられるようになっている。ベースは鐘の形になっており、植物の装飾が見られる。	平成十五年十一月十日
オーストリア共和国	工芸品（十字銀）		ダイヤバクル・ヤ		平成十五年十一月十日	二個。いずれも二十七×十三センチメートル。十一つの十字架の	平成十五年十一月十日
ボリビア多民族国	絵画（油絵）	聖母マリア	シリアッ古代聖母マリア教会		平成十五年十一月十日	細工品	平成十五年十一月十日

備考

一　第一欄に掲げる国名は、特定外国文化財として指定された文化財の種類とする。

二　第二欄に掲げる種類は、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書、考古資料、歴史資料その他の特定外国文化財として指定された文化財の種類とする。

三　第三欄に掲げる名称は、国の名称を指定した文化財に付すべきものとする。

四　第四欄に掲げる施設は、文化財の盗難を防止するための手段に関する第七条（b）（i）の規定による施設をいう。

五　第五欄に掲げる所有者は、輸出及び輸入の禁止を権利移転等の不法な

掲げる名称は、特定外国文化財として指定された文化財の名称とする。

四　第四欄に掲げる施設は、特定外国文化財として指定された文化財が盗取された時期とする。

七　第七欄に掲げる特徴は、寸法、重量、材質、形状、色その他の特徴とする。

八　第八欄に掲げる特徴の文化財として指定された文化財が盗難の時期は、第一号に規定する施設から特定外国文化財として指定された文化財の名称、特定外国文化財として指定された文化財の所有者とする。

五　第五欄に掲げる所有者は、特定外国文化財として指定された文化財の所有者とする。

六　第六欄に掲げる年月日と指定された年月日とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成二四年四月一三日文部科学省令第二〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成三〇年四月一三日文部科学省令第一七号）

この省令は、平成三十年四月十三日から施行する。